

農地の課税強化と軽減

○遊休農地の課税が強化されます

農業振興地域内の農地を遊休農地の状態で放置した場合、農業委員会は農地所有者に対して利用意向調査を行います。

農地中間管理機構への貸付の意思を表明せず、自作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に勧告を行います。勧告した農地は課税が強化されます。

平成29年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税が強化され、固定資産税が通常の1.8倍になります。

○農地中間管理機構に貸し付けた農地は軽減します

新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中は、2分の1に軽減します。この特例に適用期間は、平成29年度までとなります。

- 1、15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間。
- 2、10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間。

問合せ 東秩父村農業委員会
☎ 82-1223

東秩父村教育委員会 開催のお知らせ

東秩父村教育委員会の会議を下記の日程で開催します。

記

日時 10月14日(金)
午後1時30分から
場所 役場2階新会議室
問合せ 教育委員会事務局
☎ 82-1230

『合併処理浄化槽』へ切り替えを検討してみませんか？

10月1日は「浄化槽の日」です。今、河川や海などの水質汚染が社会問題となっています。その主な原因は生活排水で、特に台所や風呂場の雑排水だと言われています。

汲み取り式トイレや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを行い、快適で文化的な生活を確保するとともに河川等の水質汚濁を防止しましょう。

東秩父村では、平成14年に生活排水重点地域の指定を受け、ご家庭に代わり村が合併処理浄化槽を設置し、維持・管理を行う事業を推進しています。設置基準額の1割と維持管理費を家庭で負担していただくこととなりますが、趣旨をご理解いただき市町村設置型合併処理浄化槽の設置にご協力くださいますようお願いいたします。

市町村設置型合併処理浄化槽の特徴

◎短時間で設置

通常、浄化槽本体工事のみの場合は約1週間という短期間で設置できます。

◎村が設置

村が設置し、貸し出す方法をとりますので、設置費や維持費の負担が少ない。

◎工事に伴う自己負担金額

専用住宅 (別荘を含む)	5人槽(標準仕様)	102,000円
	7人槽(標準仕様)	113,400円
	10人槽(標準仕様)	138,400円

※耐荷重(駐車場)仕様は金額が異なりますのでお問合せください。
人槽区分の算定(専用住宅の場合の参考例)

建築基準法による区分 使用予定世帯員数	延べ面積 130㎡未満	延べ面積 130㎡以上	二世帯住宅 (台所及び浴室 が2ヶ所以上)
	4人まで	5人槽	
5人	7人槽	7人槽	10人槽
6人以上	10人槽	10人槽	10人槽

※工事に伴う負担金とは別に、配管に伴う工事費及び撤去費がかかりますが、配管費に対し上限20万円、撤去費に対し上限10万円の補助が出ます。

◎維持管理費

専用住宅(別荘を含む)10人槽以下の場合
浄化槽使用料…2,500円(月額)
汚泥清掃料…汲取り汚泥10ℓにつき100円(随時)
※清掃は概ね1年に1回です。

問合せ 保健衛生課 環境衛生担当 ☎ 82-1777

臨時福祉給付金の申請を受け付けています

「平成28年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」及び「障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請を受け付けています。申請期限は平成28年11月30日(水)ですので、申請書がご自宅に送付された方で、まだ申請をしていない場合はお早めの手続きをお願いします。申請期間終了後は、原則として申請できなくなりますのでご注意ください。

また給付対象者と思われる方で、申請書が届いていない方は、東秩父村役場住民福祉課までお問合せください。

支給対象者

原則として、次の①及び②の両方に該当する方。

- ①基準日(平成28年1月1日)に東秩父村の住民基本台帳に記録されている方。
- ②平成28年度村民税(均等割)が課税されていない方。
ただし、次に該当する方は支給対象外です。
・平成28年度村民税(均等割)が課税されている方の扶養親族、生活保護受給者等。

支給金額

対象者1人につき3,000円

障害基礎年金・遺族基礎年金等を受給されている方は、30,000円が加算されます。(ただし、春の高齢者向け給付金の支給対象者は加算対象とはなりません。)

申請手続

郵送された申請書(請求書)に押印し、支給対象者全員の本人確認書類(免許証、保険証のコピー等)、振込先のわかる書類(通帳のコピー等)を添付のうえ、東秩父村役場住民福祉課までご提出ください。

申請書提出・お問合せ先

住民福祉課・税務課 ☎ 82-1221

厚生労働省の給付金専用ダイヤル

電話番号 0570-037-192

運営時間 午前9時～午後6時

※平日のみ。ただし12月18日までは土日祝日も開設します。